岡山県週休２日工事実施要領（港湾・漁港工事）

（趣旨）

第１条　この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山県が発注する港湾工事及び漁港工事において、週休２日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において「週休２日」とは、「４週８休以上」のことをいい、対象期間における土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を休日として確保し、現場を閉所することをいう。なお、夏季休暇は８月の土・日曜日及び祝日以外の３日間、年末年始休暇は 12 月 21 日～翌年 1 月 10 日までのうち土・日曜日及び祝日を含む６日間を受注者が設定するものとする。

２　この要領において「週休２日工事」とは、週休２日（４週８休以上）を実施する工事をいう。

３　この要領において「対象期間」とは、工事着手日（準備工事を含む。）から工事完成日（工事完成届の提出日）までで、単位期間が確保できる期間をいう。

４　この要領において「閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

５　「単位期間」とは、土曜日から起算し、４週目の金曜日まで、又は月曜日から起算し４週目の日曜日までの連続する４週間（２８日）をいう。

６　この要領において「週休２日の達成」とは、対象期間における各単位期間において、８日以上の現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があることとする。

（対象工事）

第３条　対象工事は、岡山県が発注する原則全ての港湾工事及び漁港工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

（１）災害時における応急工事等の緊急を要する工事

（２）その他週休２日の確保が困難であると判断される工事

２　発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書の鏡に週休２日工事の対象工事である旨を明記する。

３　発注者は、週休２日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

（実施方法）

第４条　週休２日工事の発注方式は、週休２日に取り組むことを指定する発注

者指定型とする。
２　受注者は、契約の締結後、工事着手前に、休日を明示した休日等取得計画表を発注者に提出し、それに従い工事を実施するものとする。
３　受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず、当初設定した休日に作業を行う必要が生じた場合は、同じ単位期間内で振替日を設定すること。ただし、夏季休暇及び年末年始休暇は、本要領の第２条第１項に則り、振替日を設定するものとする。なお、振替に伴う監督員との協議は不要とする。
４　前項に定めるもののほか、週休２日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

（積算方法）
第５条　週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとし、週休２日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。
２　前項の補正係数は別に定める。

（工事成績評定）
第６条　発注者は、受注者が対象期間において週休２日を達成した場合は、工事成績評定の工程管理の項目で加点する。なお、週休２日を達成できなかった場合においても減点は行わない。

（履行証明書）
第７条　発注者は、受注者が対象期間において週休２日を達成した上で、しゅん功検査に合格した場合、受注者に対して、別に定める週休２日工事履行証明書を発行する。

（その他）
第８条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要領は、公布の日から施行し、同日以降で令和３年１１月１日以降の単価を採用の工事から適用する。
附　則
この要領は、単価適用日が令和５年１月１０日以降の工事から適用する。
附　則
この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。